

焼津市公共建築物等における木材の利用の促進に
関する基本方針

平成25年3月

焼津市

目 次

1 趣旨	・・・	3
2 基本的な考え方	・・・	3
3 木材の利用を促進すべき対象	・・・	4
(1) 本市が整備する公共の用又は公用に供する建築物	・・・	4
(2) 地方公共団体以外の者が整備する、(1)に準ずる建築物	・・・	4
4 公共建築物での木造の利用及び、内装、備品等の木質化	・・・	4
(1) 構造の木造化	・・・	4
(2) 木造化の対象としない範囲	・・・	4
(3) 混構造の採用	・・・	4
(4) 内装、備品等の木質化	・・・	4
参考 焼津市の森林面積、民有林、民有林内訳	・・・	5

1 趣旨

この基本方針は「公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律」（平成 22 年法律第 36 号）（以下「法」という。）第 9 条第 1 項の規定に基づき、静岡県が公表した「ふじのくに、公共建築物等木使い推進プラン」（平成 23 年 3 月）に即して策定するものであり、焼津市が整備する公共建築物等における木材利用促進に向けた取組み、その他必要な事項を定めるものです。

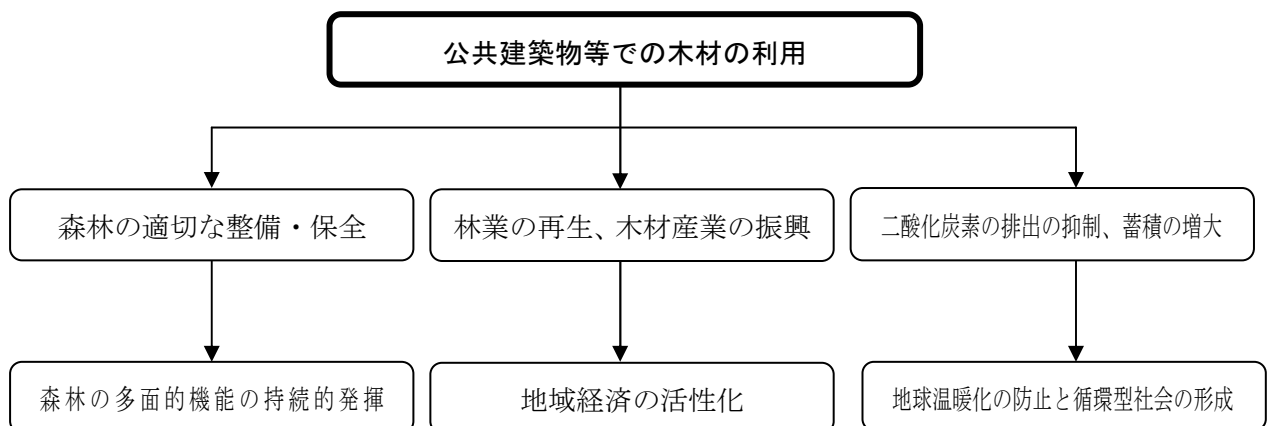
2 基本的な考え方

森林は、水源かん養、地球温暖化の防止、林産物の供給等の多面的な機能を持っており、市民生活の安定にとって重要な役割を担っています。また、「豊かな山は豊かな海を作る」と言われるように両者の密接な関係は知られており、その森林を守り、育て、活かすことが機能の維持には必要です。

県内における民有林の約 6 割、24 万 ha が植林された人工林で、そのうち 8 割が木材資源として利用可能な樹齢である 40 年を超えています。一方、その利用は低調であり、林業活動も停滞し、森林の有する多面的機能の低下が懸念される状況となっています。

木材は、断熱性、調湿性に優れ、紫外線を吸収する効果や衝撃を緩和する効果が高いなどの性質を有するほか、再生可能な資源であり、エネルギー源として燃やしても大気中の二酸化炭素の濃度に影響を与えない特性を有しています。このため、快適な生活空間の形成や、地球温暖化の防止及び、循環型社会の形成にも貢献することが期待されています。

そこで、市は県内産木材の利用を民間も含め推進していくことを目指します。



3 木材の利用を促進すべき対象

(1) 本市が整備する公共の用又は公用に供する建築物

対象は、公共建築物、公共施設における工作物等です。

(2) 地方公共団体以外の者が整備する、(1)に準ずる建築物

対象は、公共建築物木材利用促進法第2条第1項第2号の建築物です。

- ・学校
- ・社会福祉施設（老人ホーム、保育所、福祉ホーム等）
- ・病院、診療所
- ・運動施設（体育館、水泳場等）
- ・社会教育施設（図書館等） 等

4 公共建築物での木造の利用及び、内装、備品等の木質化

(1) 構造の木造化

建築基準法その他の法令に基づく基準において耐火建築物とすること又は主要構造部を耐火構造とすることが求められていない低層の公共建築物等において、木造化を推進します。

(2) 木造化の対象としない範囲

施設の維持管理、防護防犯、費用対効果等の理由により、木造が適当でないと判断されるものは対象としません。

(3) 混構造の採用

木造と非木造（鉄骨造、鉄筋コンクリート造等）の混構造とすることが、純木造とする場合に比較して耐火性能や構造強度の確保、建築設計の自由度等から有利な場合もあることから、その採用も推進します。

(4) 内装、備品等の木質化

施設の維持管理、防護防犯、費用対効果等、建築物に求められる機能等から、木造化になじまない又は木造化を図ることが困難と判断されるものを含め、内装等の木質化に取り組みます。

参考（静岡県森林・林業統計要覧 平成 24 年度版）

焼津市の森林面積（ha）

市全体面積	森林面積	森林率
7,062	387.31	5.48 %

民有林

面積	人工林	人工林率	人工林蓄積
387.31ha	235.77ha	60.87 %	61 千m ³

民有林内訳（ha）

県有林	市有林	財産区有林	私有林	合計
11.82	2.66	0	372.83	387.31